

2019年度

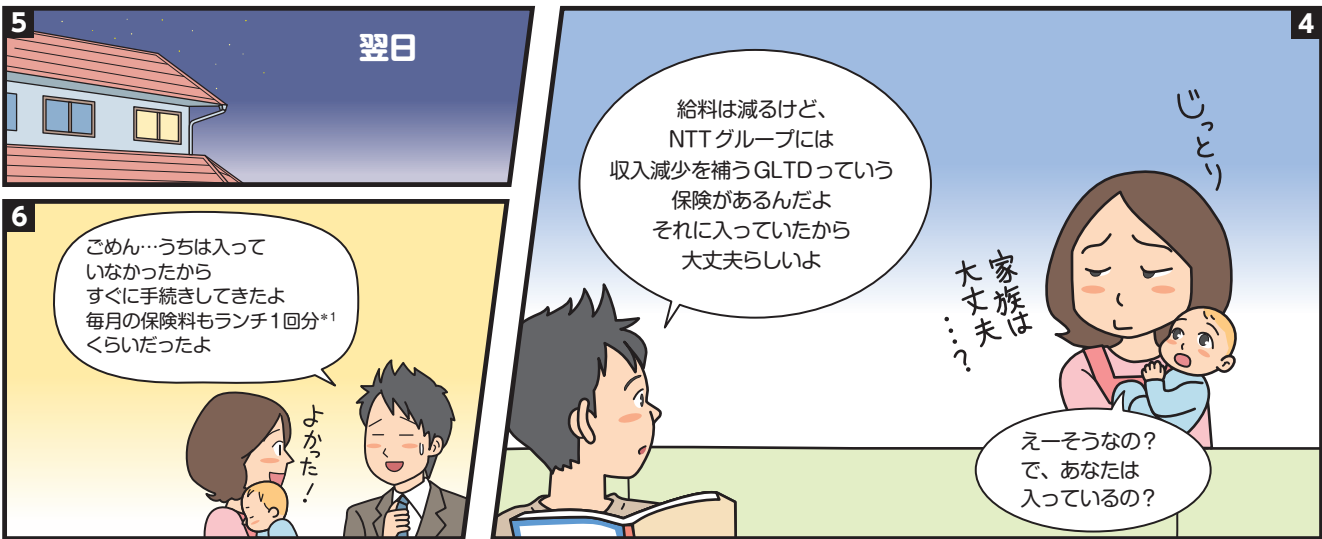
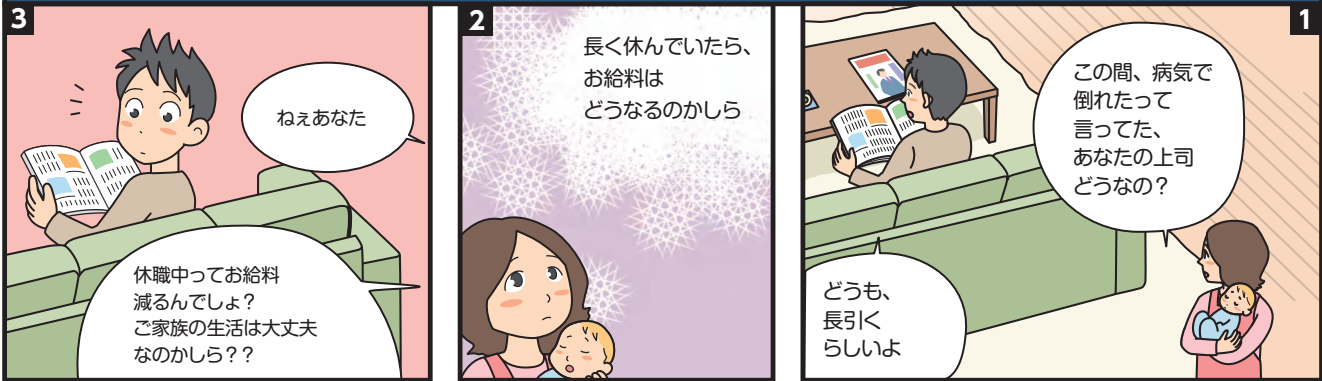
NTTグループ 団体給料補償保険

GLTD

(団体長期障害所得補償保険)

病気やケガで長期間働けなくなったときの
収入減少を補う保険です。

ランチ1回分で…



GLTDなら、長期間働けなくなったときの
収入減少のリスクをカバーすることができます。

* GLTD (Group Long Term Disability) :
団体長期障害所得補償保険

詳しくは次ページ以降をご覧ください

*1 詳しくはP.3の保険料をご覧ください。

団体割引等による
割引率 **84%**

(団体割引30% 優良割引76% 健康経営割引5%)

月々わずか
1061円

※30～34歳男性・65歳まで
補償プランの場合


最長65歳まで
所得を補償

※加入プランにより異なります。

保険期間 ▶ 2019年4月1日(月)～2020年4月1日(水) ★毎年自動更新

※中途加入の場合は、毎月15日締切、翌月1日保険責任開始 保険契約者 一般社団法人 電気通信共済会

保険契約者：一般社団法人 電気通信共済会 加入者の範囲：NTTグループの在職者(退職された場合はご加入、ご継続いただくことはできません。)

取扱代理店  NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社 <http://www.ki-ra-ra.jp/>

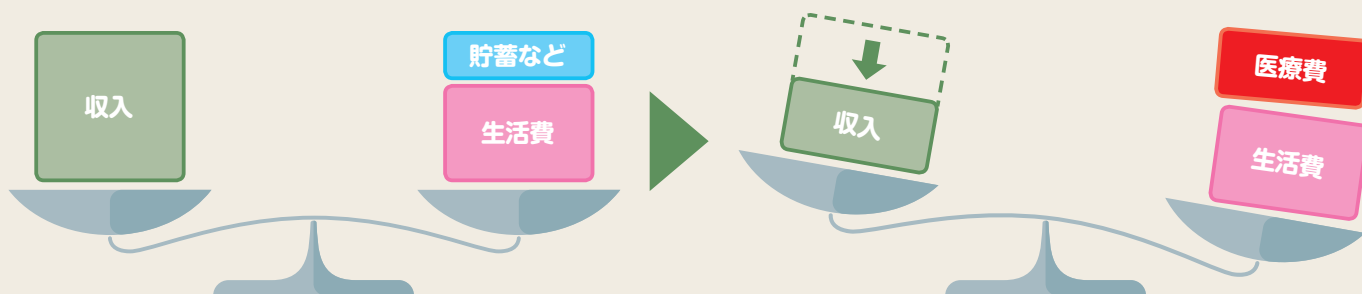
引受保険会社(幹事)  損害保険ジャパン日本興亜株式会社



きらら保険サービス
公式 LINE@
できました

病気やケガで働けなくなったら収入はどうなる？

もし病気やケガで長い間働けなくなったら…



入院費などの医療費がかさむ一方で収入が減少します。

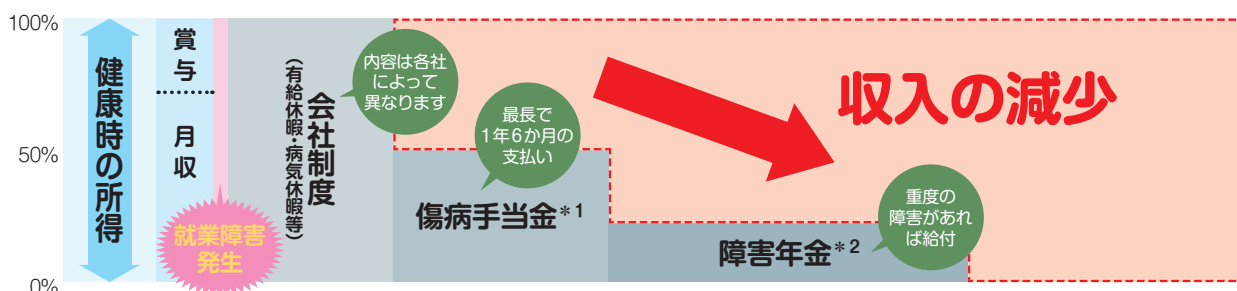
「不安」その1

収入減は会社や公的な給付でどれだけカバーできる？

長期就業障害の時、会社や公的な給付だけで生活を維持するのは困難です。

一定期間は病気休暇など会社の制度により収入が確保できますが、休業が長期にわたればいずれ収入が途絶えることに。公的給付も、傷病手当金*1が最長で、1年6か月支給されるほか、障害の程度により障害年金が給付されますが、収入は大幅に減少します。

●万一長期の就業障害になったとき、収入の減少は止まりません



*1 傷病手当金…公的給付にて標準報酬日額の2/3が最長で1年6か月支払われます。さらに、付加給付として、支払いが最長1年6か月延長される場合があります。(年収ベースでは健康時の所得の半分以下のカバー率)

*2 障害年金…障害厚生年金(障害等級1~3)、障害基礎年金(障害等級1・2)の場合(非常に重度の障害が残ったと認められた場合)に認定され、給付されます。

「不安」その2

生命保険に加入していれば大丈夫？

一般的な生命保険に加入していても、長期就業障害による収入減は保障されません。

一般的な生命保険は、基本的に死亡時の収入減や入院時の医療費(支出)に備える保険。

生存中に働けなくなった場合の収入減には対応していません。

●生命保険以外でも長期就業障害による収入減をカバーする保険はありません

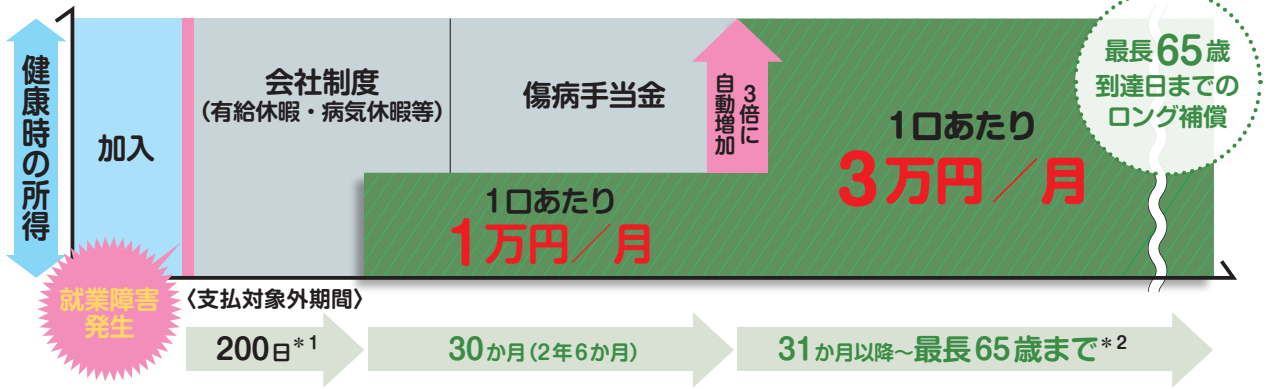
保険商品	死亡	入院(ケガ)	入院(病気)	リハビリ	自宅療養	
医療保険		●	●			入院期間中に支払われ、その目的は入院費用の保障です。
傷害保険	●	●				突発的な事故によりケガをした場合に支払われます。
死亡保険	●					保険金は死亡時に支払われ、その目的は遺族の生活費保障です。
GLTD		●	●	●	●	病気やケガによって働けなくなった場合の収入減少をカバーします。

GLTDの「安心」

「安心」その1

働けなくなったときの皆さまの生活をサポートします

病気やケガで就業障害となり、200日を超えて働けない状態が継続した場合、保険金をお支払いします。病気やケガの発生原因が国内・国外を問わず補償されるので安心です。



どうして補償額が途中から3倍になるの？

就業障害期間が長期化すればする程、会社等の手当が減少し「収入の減少」が大きくなるため、30か月を超えると3倍に増額する仕組みになっています。会社制度等による手当により収入が確保できる期間の補償を抑えることで合理的な補償となり、低廉な保険料を実現しています。

- *1 妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の支払対象外期間は90日となります。
- *2 「65歳まで補償プラン」にご加入の場合。ただし2019年4月1日または中途加入時において満60歳以上の加入者は、対象期間5年間となります。なお精神障害で就業障害が発生した場合は、最長3年間の補償となります。

「安心」その2

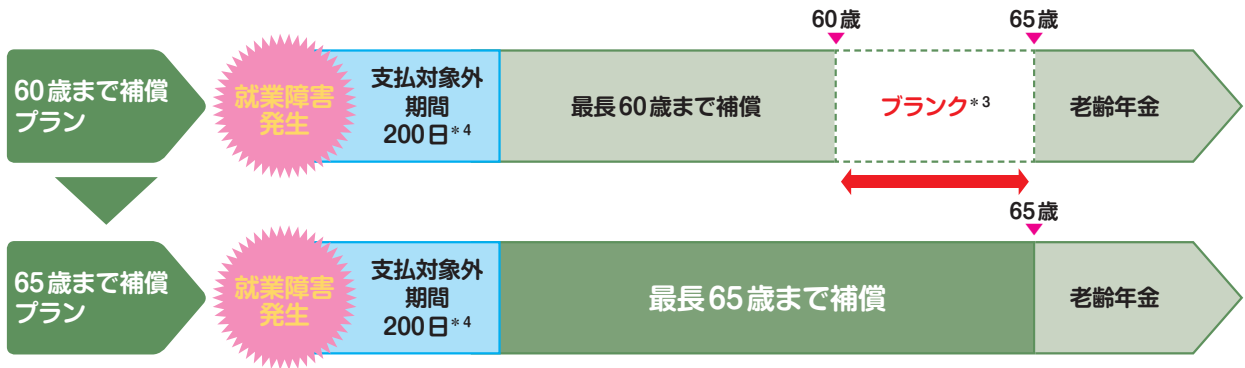
就業障害により…

やむなく退職した場合でも最長「65歳」*1 まで補償が続きます

65歳まで補償可能なプランもお選びいただけます!!

すでに60歳まで補償プランにご加入済みの方も65歳まで補償プランに変更いただくことが可能です*2

老齢年金の受給年齢の変化に伴い、60歳までの補償とした場合には収入のブランク期間が発生する可能性があります。そこで、ライフプランに併せて最長65歳まで補償可能なプランも追加いたしました。



- *1 精神障害で就業障害が発生した場合は、最長3年間の補償となります。
 - *2 60歳まで補償プランから65歳まで補償プランへの変更については再度告知が必要となります。健康状態の告知内容によっては変更できない場合があります。
 - *3 年齢等により老齢年金の受取開始時期は異なります。
 - *4 妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の支払対象外期間は90日となります。
- ※満60歳以上の方が「65歳まで補償プラン」にご加入の場合または満55歳以上の方が「60歳まで補償プラン」にご加入の場合でも最長5年間の安心補償です。

GLTDの「安心」

3
「安心」その

団体割引等による割安な 保険料でご加入いただけます

〔本保険は介護医療保険料控除の対象となります。(2018年11月現在)〕

割引率
84%^{*1}
OFF

*1 団体割引30%、優良割引76%、健康経営割引5%

●保険料表 (1口あたり月払保険料)

保険期間1年、支払対象外期間200日*²、天災危険補償特約、精神障害補償特約、妊娠に伴う身体障害補償特約セット、1口あたりの保険金額：補償開始後30か月間 1万円 補償開始後31か月以降 3万円

*2 妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の支払対象外期間は90日となります。

満年齢	65歳まで補償プラン (60歳以上の方は5年間)		60歳まで補償プラン (55歳以上の方は5年間)	
	男性	女性	男性	女性
18～24歳	54円	41円	52円	38円
25～29歳	56円	54円	52円	50円
30～34歳	61円	70円	56円	63円
35～39歳	72円	97円	64円	85円
40～44歳	105円	145円	87円	119円
45～49歳	148円	198円	110円	144円
50～54歳	200円	247円	113円	135円
55～59歳	198円	213円	146円	154円
60～64歳	254円	240円		

- ・保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。
- ・ご契約更新時は更新後の保険始期日時点(4月1日)での満年齢による保険料となります。
- ・年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- ・年齢は、保険期間の初日現在(中途加入日時点)の満年齢とします。
- ・団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

●加入口数の限度

各年取区分における加入限度口数以下
でのご加入となります

年取区分が変更となった場合は
加入口数の見直しをお願いします。

年取区分	加入口数の限度	保険金額(月額)	
		30か月まで	31か月以降
200万円～300万円	4口	4万円	12万円
300万円～400万円	6口	6万円	18万円
400万円～500万円	8口	8万円	24万円
500万円～600万円	10口	10万円	30万円
600万円～700万円	12口	12万円	36万円
700万円～800万円	14口	14万円	42万円
800万円～900万円	16口	16万円	48万円
900万円～1,000万円	18口	18万円	54万円
1,000万円以上	20口	20万円	60万円



たとえば…男性33歳

年取区分 400万円～500万円
8口加入の場合(65歳まで補償プラン)

8口加入時の補償内容

補償開始後30か月まで 保険金額 8万円/月額 31か月以降65歳まで 保険金額 24万円/月額

通常契約月払保険料約 3,050円

84%off
月払保険料 **488円**

「安心」その

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の病気やケガをカバーいたします

地震、噴火またはこれらによる津波が原因の身体障害（病気またはケガ）による就業障害に対しても補償する、天災危険補償特約がセットされています。

「安心」その

精神障害を原因とする場合も最長36か月の充実補償です

一定の精神障害*についても補償対象となります。
ただし、精神障害を原因とするお支払いは 最長36か月となります。

* お支払対象となる精神障害の例：気分障害（躁病、うつ病等）、統合失調症、神経衰弱等 なお、薬物依存、アルコール依存等は補償の対象となりません。

「安心」その

医師の指示による自宅療養・リハビリ中、一部復職時も補償します

入院中のみでなく、医師の指示により自宅療養・リハビリをしている間も保険金支払いの対象となります。 仕事に復帰した後も就業障害が残り、かつ収入が健康時の80%未満の場合は、その減少した所得の割合に応じて補償が継続されます。

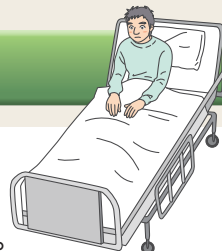
「安心」その

妊娠・出産等で働けなくなった場合も補償の対象になりました*

* 妊娠等に伴い生じた身体障害により就業不能になった場合に限りです。

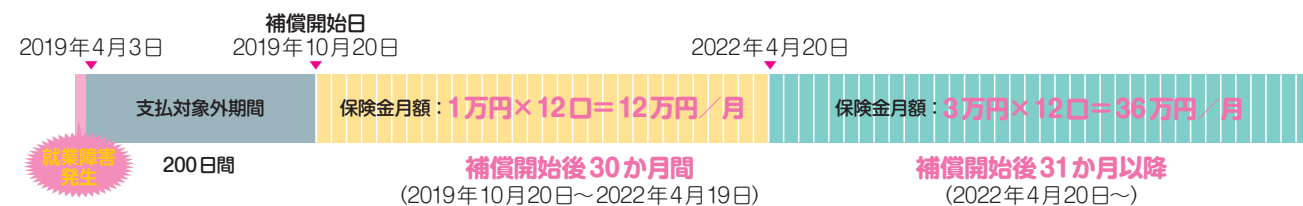
妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払い時の支払対象外期間は90日となります。

保険金のお支払例



最長65歳まで補償

Aさんは43歳の時、脳こうそくに倒れ、運動障害（麻痺）と言語障害が残ってしまいました。リハビリを継続している現も日常生活全般に介助が必要なため復職はできていません。Aさんには、GLTDに12口ご加入いただいたため、その補償は下図のとおりとなります。もし復職できなかった場合でも、保険金は最長65歳に達する日までお支払いします。



■ 65歳まで復職できなかった場合

お支払いする保険金の合計は **8,532万円** (補償開始から257か月として計算)

■ お支払いする保険金額

1 業務に全く従事できない場合

補償開始から30か月まで ▶ **1万円 × 加入口数**

補償開始から31か月以降 ▶ **3万円 × 加入口数**

2 復職したが収入が健康時の80%未満の場合

補償開始から30か月まで ▶ **1万円 × 加入口数 × 所得喪失率***

補償開始から31か月以降 ▶ **3万円 × 加入口数 × 所得喪失率***

* 所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額

※お支払いする保険金には、物価調整機能（増額のみ）があります。実際のお支払いは就業障害発生日で異なります。

※加入口数限度を超えて加入された場合、超過部分については保険金が支払われない場合があります。

お申込方法

▼加入者の範囲

下記の条件にあてはまる方が加入対象となります。

**日本電信電話株式会社およびその子会社および関連会社の在職者で、
毎月給与の支払いを受けかつ一般社団法人電気通信共済会で保険料の給与控除が可能な方**

※60歳まで補償プランについては保険始期日(中途加入日)現在で満18歳以上満59歳以下の社員が対象となります。また、65歳まで補償プランについては保険開始期間の初日(中途加入日)現在で満18歳以上満64歳以下の社員が対象となります。

※退職された場合は継続してご加入いただくことはできません。詳細はきらら保険サービス(株)までお問い合わせください。

※休職された場合はきらら保険サービス(株)までご連絡ください。

▼新規申込み・更新手続方法

保 険 期 間……2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

保 険 料……保険料は、保険始期日(中途加入日)時点の満年齢によります。

・ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点(4月1日)での満年齢による保険料となります。

・年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。

保 険 料 支 払 い……保険開始月の翌月からの給与控除(毎月)となります。

申 込 締 切 日……2019年2月28日

手 続 きの 方 法……(1)新規にご加入の方

①インターネットでのお手続きの場合 NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からご加入のお手続きができます。

②加入申込書(紙)でのお手続きの場合 きらら保険サービス(フリーダイヤル0120-590-251)まで資料請求をお願いします。

<資料が届いたら>・加入口数をお選びください。加入口数は年収区分による加入限度がありますので、ご注意ください。

・加入申込書・被保険者健康告知書に必要事項をご記入、ご署名ください。

・お客さま控えをお取りいただき、同封の返信用封筒にてご提出ください。

※詳しくは記載例をご覧ください。

(2)すでにご加入の方

変更がない場合は自動更新となりますのでお手続き不要です。内容変更等(住所変更・口数変更)がある場合はインターネットからのお手続き(*)となります。詳細は更新案内に同封されている資料をご覧ください。

(*) NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からお手続きできます。

中途加入の場合……①インターネットでのお手続きの場合 毎月14日までにインターネットで手続きが完了された方は翌月1日(14日過ぎの受付分は翌々月1日)の午前0時から保険開始となります。

の保険責任開始

②加入申込書(紙)でのお手続きの場合 毎月15日までに到着した加入申込書は翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日)の午前0時から保険開始となります。

告知の大切さについてのご説明

告知書はお客さま(保険の対象となる方)ご自身がありのままをご記入ください。

※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。

告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。

※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと(注意喚起情報のご説明)」を必ずお読みください。

※保険金のお支払方法等重要な事項は「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルは、損保ジャパン日本興亜の団体長期障害所得補償保険にご加入いただいた皆さまがご利用いただける各種無料電話サービスです。

1 メディカルサポートサービス(24時間・365日)

●健康・医療相談

看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

●健康チェックサポート

看護師が人間ドック紹介や郵便検診のご紹介、検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

●公的給付相談

社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。(予約制)

●介護相談

看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

●健康管理相談

看護師が栄養・食事相談、薬に関する相談にお答えします。

●法律・税金相談

弁護士や司法書士が法律に関して、また、税理士が税金に関わる相談にお答えします。(予約制・30分間)

●医療機関情報提供サービス

看護師が緊急時の医療機関情報、専門医療機関情報、女性医師情報、高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報、転院・患者移送手配サービスに関する情報をご提供します。

●育児相談

看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

●予約制専門医相談

看護師が予約制専門医の活用や最新情報をご提供します。

2 メンタルヘルスサービス

●メンタルヘルス相談(平日9:00~22:00、土曜10:00~20:00) ※日祝・年末年始(12/29~1/4)を除きます。

臨床心理士が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

●メンタルITサポート(webストレスチェック)(24時間・365日)

ホームページにアクセスすることによるストレスチェック等が利用できます。

※1本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。

※2ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

※3ご利用は日本国内からにかぎります。

※4本サービスは、無料にてご提供いたしますが、ご相談内容やお取次ぎ事項によっては有料となるものがあります。

※5本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

よくある質問

Q1

どのような場合に保険金を受け取ることができますか？

A. 支払対象外期間200日を超えて病気、ケガで働けない状態（就業障害）が続いたときに保険金を受け取ることができます。その際、①医師の診断書 ②実際に会社に出勤していないことの確認等が必要となり、入院中だけでなく通院中・医師の指示による自宅療養中なども対象となります。

Q2

これまで「60歳まで補償プラン」に加入していたが、「65歳まで補償プラン」に変更できますか？ また、その逆はできますか？

A. いずれも変更いただくことは可能です。ただし、60歳まで補償プランから65歳まで補償プランに変更される場合には再度告知が必要となり、更新手続時のみ、お手続きをしていただくことができます。健康状態の告知内容に基づき、変更時点ですでに発病と診断されている病気によっては加入できない場合があります。告知によりプラン変更加入できない場合でも、これまでのプランでの継続は可能です。

Q3

現在64歳ですが「65歳まで補償プラン」に加入できますか？ その場合は、対象期間は65歳まででしょうか？

A. ご加入いただけます。満60歳以上の方が「65歳まで補償プラン」にご加入の際は対象期間が5年間となります。

Q4

一部復職とはどのような状態をいいますか？ また、その場合保険金はどれだけ受け取れますか？

A. 一部復職とは、業務に復帰はできても依然として就業障害が残り、身体障害発生直前に従事していた業務に完全に従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えている状態をいいます。この場合、就業障害発生直前の所得から20%超の所得喪失がある場合、その所得喪失率に応じて保険金を受け取ることができます。

Q5

現在、糖尿病でインシュリン投与の治療を受けていますが、加入することはできますか？

A. 残念ですが、ご加入いただくことはできません。新規加入には告知が必要となりますが、健康状態の告知内容に基づき、加入時点ですでに発病と診断されている病気によっては加入できない場合があります。

Q6

更新時に、加入口数を増口（増額）することはできますか？

A. 更新手続時に増口のお手続きをしていただくことができます。その場合には再度、告知が必要となります。またすでに発病と診断されている病気等がある場合で、告知により増口ができない場合でも、これまでの加入口数での継続は可能です。
※保険期間の途中で加入口数の増口（増額）はできません

Q7

住宅ローンを利用する際に銀行で加入する債務返済支援保険と、どこが違うのでしょうか？

A. 債務返済支援保険は、ローン返済のみを目的とし月額返済額を対象としています。GLTDは、生活費、教育費等の就業障害時の収入減少額全般を対象としています。また、債務返済支援保険は、取扱銀行によって補償内容が異なり、例えば3大疾病（がん、心筋こうそく、脳卒中）もしくは8大疾病（3大疾病＋高血圧性疾患、糖尿病、慢性腎不全、肝硬変、慢性膵炎）等、補償範囲が限定されているものがあります。また、対象期間が1年間のみと短期間のものもあります。

Q8

保険金の支払いを受けている間も保険料は払い続けなければいけませんか？

A. ①保険料のお支払いをやめる場合
保険から脱退することで保険料を支払う必要はなくなります。ただし、復職したときに再度保険加入を希望される場合、再度告知が必要となるため、再加入できない可能性があります。また、すでに支払いを受けられている保険金は脱退を理由に休止されることはありません。
②保険料のお支払いを継続する場合
保険金支払いを受けている期間中も保険から脱退しないかぎり、引き続き保険料をお支払いいただく必要があります。その場合、復職後も再度告知することなく、補償を継続することが可能となります。

Q9

就業障害が再発した場合は、どうなりますか？

A. ①6か月以内に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と同一のものとみなし、支払対象外期間は新たに適用しません。
②6か月経過後に再発した場合
再発した就業障害は前回支払対象となった就業障害と異なる就業障害とみなしますので、再発後、新たに支払対象外期間を適用し、200日を超えて就業障害が継続した場合に、保険金をお支払いします。

Q10

住所が変わりました。どうすればいいですか？

A. NTTグループ向けポータルサイト（N-Biz Life Station）から、お手続きができます。または、きらら保険サービスまで、お問合わせください。

● 契約概要のご説明

※必ずお読みください

契約概要・注意喚起情報のご説明

- ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。
- この書面は、ご加入いただく保険に関するすべての内容をご記載しているものではありません。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております保険約款によりますが、ご不明点等につきましてはさらに保険サービスまでお問い合わせください。また、保険約款が必要な方はさらに保険サービスまでお申し出ください。
- 加入者ご本人以外の被保険者(保険の対象となる方。以下同様とします。)にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。

この保険のあらまし(契約概要のご説明)

(1) 保険の種類と団体割引

団体長期障害所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。

● 割引率について

① 団体割引

現在の団体割引は30%を適用しております。

② 優良割引(経験損害率による保険料率の修正)

保険金お支払実績(総保険金)およびご加入実績(総保険料、加入者数)に基づき毎年決定されます。2019年4月1日の割引率は76%を適用しております。

③ 健康経営割引

現在の健康経営割引は5%を適用しております。

(2) 新規加入申込締切日

2019年2月28日

(3) 保険期間

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

【中途加入の場合】

① インターネットでお手続きの場合(14日過ぎの受付分は翌々月1日、毎月14日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時から2020年4月1日午後4時までとなります。

② 加入申込書(紙)でお手続きの場合(15日過ぎの受付分は翌々月1日) 毎月15日までの受付分は受付日の翌月1日午前0時から2020年4月1日午後4時までとなります。

中途加入の受付は2019年12月15日(インターネットでのお手続きの場合は12月14日)までとさせていただきます。次年度は2020年2月上旬からお申込みいただけます。

(4) 引受条件(保険金額等)、保険料、保険料払込方法等

引受条件(保険金額、対象期間、支払対象外期間(保険金をお支払いしない期間)等)、保険料、保険料の払込方法、ご加入いただける加入者(被保険者)の範囲等については、本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。65歳まで補償プラン、60歳まで補償プランのいずれかひとつのプランへのご加入となります。保険料を給与控除や口座振替等でお支払いがない際は保険料未払い保険期間に遡って解約させていただきますことでもあります。

● 保険契約者

一般社団法人 電気通信共済会

● 加入対象者

日本電信電話株式会社、日本電信電話株式会社の子会社および関連

会社の在職者で毎月給与の支払いを受け、かつ一般社団法人電気通信共済会にて保険料の給与控除が可能の方が対象となります。

● 被保険者

加入対象者ご本人、保険始期日(中途加入日)現在で満18歳以上満64歳以下の方が対象となります。

● お支払方法

給与控除(2019年5月分給与から毎月控除となります[12回払])

※中途加入の場合は、中途加入の保険期間開始日の翌月の給与から毎月控除します。

● ご加入方法

【新規ご加入の方】

① インターネットでお手続きの場合

NTTグループ向けポータルサイト(N-Biz Life Station)からお申込みください。

※N-Biz Life Stationのご利用ができる方にかぎりませぬ。

② 加入申込書(紙)でお手続きの場合

さらに保険サービスに資料請求していただき、加入申込書でお申込みください。

【すでにご加入の方】

すでにご加入の方については、前年と同条件で継続加入を行う場合、お手続きは不要です。継続加入を行わない場合、または前年と条件を変更して加入を行う場合は、お手続きが必要となります。保険金額の増額、補償を拡大して継続される場合は、改めて健康状態に関する告知が必要となります。また、条件付きとなる場合、増口および過去の告知にもとづく対象外疾病(補償されない病気)が増額以前分を含めた加入者数全体(保険金額全体)に適用されます。

● 中途脱退

この保険から脱退(解約)される場合は、さらに保険サービスまでご連絡ください。

● 団体割引、過去の損害率による割増引は、本団体契約の前年のご加入人数や保険金のお支払状況により決定しています。

次年度以降、割増引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。

また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。

(5) 満期返れい金・契約者配当金

この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容(保険金をお支払いする場合とお支払いできない主な場合)

保険金をお支払いする場合

被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害(病気またはケガ)を被り、その直接の結果として就業障害になった場合

■ お支払いする保険金の主な内容

被保険者が被る損失に対して、支払対象外期間を超える就業障害である期間1か月につき次の計算式によって算出した額をお支払いします。お支払いする保険金の額(月額) = 保険金額 × 所得喪失率(※1)

(※1) 所得喪失率 = (就業障害発生前の所得額 - 回復所得額) ÷ 就業障害発生前の所得額

(注1) 就業障害である期間1か月について最高保険金支払月額(60万円)を限度とします。

(注2) 保険金額(支払基礎所得額)が平均月間所得額を超える場合は、平均月間所得額を保険金の算出の基礎としてお支払いする保険金の額を日割計算します。

(注3) 保険金をお支払いする期間が1か月に満たない場合または保険金をお支払いする期間に1か月未満の端日数がある場合は、該当する月の日数で日割計算します。

(注4) 補償の対象となる期間は、次の計算式によって算出します。

保険金をお支払いする期間(※) = 就業障害である期間 - 支払対象外期間

(※) 協定書に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間の200日(妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支

払対象外期間は90日)を超えた時から対象期間(60歳または、65歳に達するまで)が始まり、その対象期間内における就業障害である期間(日数)をいいます。対象期間が60歳まで補償プランのご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。対象期間が65歳まで補償プランのご契約については、ご加入時に満60歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。

(注5) 対象期間(60歳または、65歳に達するまでもしくは5年)を経過した後の期間の就業障害に対しては、保険金をお支払いできません。

(注6) 原因または時が異なって被った身体障害により就業障害である期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。

(注7) 初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業障害となった場合を除きます。

① 被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額

② 被保険者が就業障害になった時のお支払条件により算出された保険金の額

(注8) 支払対象外期間の200日(妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日)を超える就業障害が終了した後、その

就業障害の原因となった身体障害によって6か月以内に就業障害が再発した場合は、後の就業障害は前の就業障害と同一の就業障害とみなします。ただし、就業障害が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業障害となった場合は、後の就業障害は前の就業障害と異なった就業障害とみなし、新たに支払対象外期間の200日(妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日)および対象期間を適用します。

(注)業務に全く従事できない期間が支払対象外期間の200日(妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時の支払対象外期間は90日)を超えた時から対象期間(60歳または65歳に達するまで)となります。対象期間が60歳まで補償プランのご契約であっても、ご加入時に満55歳以上の方の対象期間は、支払対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。対象期間が65歳まで補償プランのご契約については、ご加入時に満60歳以上の方の対象期間は、支払い対象外期間終了日の翌日から起算して5年間となります。

(注9)前記により計算した額に、就業障害開始後1年を経過するごとに、前年度に対する物価上昇率(*2)をもとに損保ジャパン日本興亜所定の方法により算出した係数を乗じて算出した保険金をお支払いします。

(*2)物価上昇率は国の行政機関発表の「消費者物価指数(全国総合)」をもとに算出します。

・前年度と比べて物価下落している場合は、上昇率を0%として計算します。

・物価上昇率が5%を超える場合は、これを5%として計算します。

(注10)精神障害補償特約による保険金のお支払いは、主契約の対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。

(注11)妊娠に伴う身体障害補償特約をセットした場合、被保険者の妊娠、出産、早産、流産によって生じた身体障害による就業障害についても保険金をお支払いします。ただし、支払対象外期間は、90日とします。

保険金をお支払いできない主な場合

次の事由に起因する身体障害(病気またはケガ)による就業障害に対しては、保険金をお支払いしません。

- ①故意または重大な過失
- ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為
- ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用(治療を目的として医師が用いた場合を除きます。)
- ④戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為(*3)を除きます)、核燃料物質等によるもの
- ⑤頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見(*4)のないもの
- ⑥自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転
- ⑦精神病性障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存

および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害

⑧発熱等の他覚的症候のない感染 など

(注)精神障害補償特約がセットされています。気分障害(躁病、うつ病等)、統合失調症、神経衰弱等一部の精神障害を被り、これを原因として生じた就業障害はお支払いの対象となります(血管性認知症、知的障害、アルコール依存、薬物依存等はお支払いの対象とはなりません)。また、お支払いは、対象期間にかかわらず、支払対象外期間終了日の翌日から起算して3年を限度とします。

(*3)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。

(*4)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。

(注)団体長期障害所得補償保険を複数ご契約(*)された場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金をお支払いできない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償の要否をご判断ください。

(*)他社のご契約を含みます。

用語のご説明

- 身体障害**…………… 傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といたします。
- 傷害(ケガ)**…………… 急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。
 - ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- (注)靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
- 疾病(病気)**…………… 傷害以外の身体の障害をいいます。
- 身体障害を被った時**…………… 次の①または②のいずれかの時をいいます。
 - ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。
 - ②疾病については、医師の診断による発病の時。
 ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。
- 就業障害**…………… (支払対象外期間中の就業障害の定義) 身体障害により、被保険者の経験、能力に応じたいかなる業務にも全く従事できないこと、(対象期間中の就業障害の定義) …… 身体障害により、被保険者が身体障害発生直前に従事していた業務に全く従事できないか、または一部従事することができず、かつ所得喪失率が20%を超えていること。

なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合であっても就業障害とはいいません。
- 所得**…………… 業務に従事することによって得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から、就業障害となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業障害の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
- 支払基礎所得額**…………… 保険金の算出の基礎となる所得の額をいい、被保険者の属する公的医療保険制度に応じて、平均月間所得額に対する一定割合内で設定していただきます。
- 平均月間所得額**…………… 就業障害が開始した日の属する月の直前12か月間の所得の平均月間額をいいます。ただし、就業障害が開始した日の属する月の直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取っている期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。
- 回復所得額**…………… 支払対象外期間開始以降に業務に復帰して得た所得の額をいいます。
- 支払対象外期間**…………… 就業障害が開始した日から起算して、継続して就業障害である200日(妊娠に伴う身体障害補償特約での支払い時は90日)(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。ただし、支払対象外期間中(200日)に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、その支払対象外期間において通算した復職日数が14日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。

なお妊娠に伴う身体障害補償特約でのお支払いは支払対象外期間中(90日)に一時的に復職し、その原因となった身体障害により再び就業障害となった場合は、その支払対象外期間において通算した復職日数が7日以下である場合にかぎり、支払対象外期間に復職日数を加えた期間を通算して同一の支払対象外期間とします。
- 対象期間**…………… 支払対象外期間終了日の翌日から満60歳または満65歳に達する日までの期間(日数)をいいます。ただし、60歳まで補償プランにご加入の方で保険料納付時点で年齢が満55歳以上の方または65歳まで補償プランにご加入の方で満60歳以上の方は一律5年間とします。また精神障害による就業障害については、各年齢とも最長3年間とします。

その他ご注意いただくこと

ご継続の場合も必ずご確認ください。

■保険金額の設定について

保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ、適切な金額をお決めください。

また、他の保険契約等(*)にご加入の場合は、ご加入いただける金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。

(*)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

(※) 加入口数の限度について

右記の加入口数の限度はご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額の割合が70%程度になるように設定しております。

年収区分	加入口数の限度(※)	保険金額(月額)		年収区分	加入口数の限度(※)	保険金額(月額)	
		30か月まで	31か月以降			30か月まで	31か月以降
200万円～300万円	4口	4万円	12万円	700万円～800万円	14口	14万円	42万円
300万円～400万円	6口	6万円	18万円	800万円～900万円	16口	16万円	48万円
400万円～500万円	8口	8万円	24万円	900万円～1,000万円	18口	18万円	54万円
500万円～600万円	10口	10万円	30万円	1,000万円以上	20口	20万円	60万円
600万円～700万円	12口	12万円	36万円				

■特定疾病等対象外について

告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合や、特別な条件付きでご加入いただく場合があります。特別な条件付きでご加入いただく場合は、「特定疾病等対象外の条件」をセットすることにより、特定の疾病群について補償対象外とする条件付きでご加入いただけます。

※例えば、F群「腰・脊椎の疾病」の場合、告知書記載の疾病に関わらず、腰・脊椎の疾病はすべて補償の対象外となります。

※「特定疾病等対象外の条件」をセットされた条件でのご契約を継続される場合、継続契約においても、原則として「特定疾病等対象外の条件」がセットされます。

※ご継続時に補償対象外とする疾病群が完治してから1年以上経過されている場合は、継続契約の保険始期から「特定疾病等対象外の条件」を削除できることがあります。ただし、被保険者の年齢や補償対象外とする疾病群によっては、「特定疾病等対象外の条件」を削除できないこともあります。また、保険期間の途中での削除はできません。

(削除できない場合の例)

●補償対象外とする疾病群が複数の場合

●告知書「疾病・症状一覧表」のF群(腰・脊椎の疾病)が補償対象外となっている場合 など

・詳しい内容につきましては、さらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

◎被保険者が就業障害になった場合、被保険者には、所得の喪失の発生および拡大を防止するため業務復帰に努めていただきます。損保ジャパン日本興亜は、被保険者が就業障害の状態になった場合は、ご契約者または被保険者と、被保険者の業務復帰援助のために協議することがあります。損保ジャパン日本興亜は、その協議の結果として被保険者の業務復帰のために有益な費用をお支払いします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと(注意喚起情報のご説明)

つづき▶

1. クーリングオフ

この保険は一般社団法人電気通信共済会を保険契約者とする団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項(告知義務等)

●ご加入の際は、加入申込書・告知書の記載内容に間違いがないか十分にご確認ください。

●加入申込書・告知書にご記入いただく内容は、損保ジャパン日本興亜が公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。

●ご契約者または被保険者には、告知事項(*1)について、事実を正確にご回答いただく義務(告知義務)があります。

(*1)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、加入依頼書・告知書の記載事項とすることによって損保ジャパン日本興亜が告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

<告知事項>この保険における告知事項は、次のとおりです。

・被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方(被保険者)がご認識している疾病・症状名が「疾病・症状一覧表」にある疾病・症状名と一致しなくても、医学的にその疾病・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、「疾病・症状一覧表」に該当するか不明な場合は、主治医(担当医)に確認のうえ、ご回答ください。

・他の保険契約等(*2)の加入状況
(*2)「他の保険契約等」とは、団体長期障害所得補償保険、所得補償保険、積立所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。

・告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

・損保ジャパン日本興亜またはさらら保険サービスは告知受領権を有しています。

●ご加入初年度の保険期間の開始時(*3)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパン日本興亜に告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時(*3)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時

(*3)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。

(*3) 保険金額の増額等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。

・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。

※次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。

・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合

・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパン日本興亜が契約した場合 など

●ご契約のお引受けについて、告知していただいた内容により、下記①から③までのいずれかの取扱いとなります。

①特別な条件を付けずにご加入いただけます。

②特別な条件付きでご加入いただけます(「特定の疾病群について補償対象外とする条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)」でご加入いただけます。)

③今回はご加入いただけません。

●ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。

●継続加入の場合において、保険金額の増額等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。告知していただいた内容により、特別な条件付きでご加入いただく場合は、補償を拡大した部分だけでなく、すでにご加入いただいている部分も、特別な条件付きでのご加入となります。なお、事実を告知されなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

3. ご加入後における留意事項(通知義務等)

●被保険者をご加入時に就いていたお仕事をやめられた場合は、ご契約者または被保険者には、遅滞なくさらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご通知いただく義務(通知義務)があります。

●被保険者が休職された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なくさらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご通知ください。

- 保険料を給与控除や口座振替等でお支払いがない際は保険料未払い保険期間に遡って解約させていただくこともあります。
- 申込書等記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なくきらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。
- 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、きらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までご連絡ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - ＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞
 - ・ 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、きらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ・ 他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ・ 他の保険契約等がある場合
 など

4. 責任開始期

- 保険責任は保険期間初日の2019年4月1日午後4時に始まりです。
- 中途加入の場合
 - ① インターネットでお手続きの場合
 - 毎月14日までにインターネットでお手続きが完了された方は翌月1日(14日過ぎの手続分は翌々月1日)に保険責任が始まります。
 - ② 加入依頼書(紙)でお手続きの場合
 - 毎月15日までの受付分は受付日(翌月1日(15日過ぎの受付分は翌々月1日))に保険責任が始まります。
 - ご加入初年度の保険期間の開始時(*4)直前の24か月に発病(*5)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業障害(保険金の支払事由)に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時(*4)からその日を含めて1年を経過した後(就業障害(保険金の支払事由)が生じた場合は、その就業障害(保険金の支払事由)に対しては保険金をお支払いします。
 - (*4) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
 - (*5) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外の条件」をセット)でご加入いただく場合は、上記にかかわらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 就業障害が発生した場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜またはきらら保険サービスまでご連絡ください。就業障害期間が開始した日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパン日本興亜が求めるものを提出してください。

必要となる書類	必要書類の例
保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	就業障害状況報告書、事故証明書 など
身体障害の内容、就業障害の状況および程度が確認できる書類	死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、入院通院申告書、診察券(写)、運転免許証(写)、所得を証明する書類、公的給付控除対象となる額を証明する書類、休業損害証明書 など
公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
損保ジャパン日本興亜が支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

- (注1) 就業障害期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、前記の書類のほか、就業障害が継続していることを証明する書類を提出してください。
 - (注2) 身体障害の内容ならびに就業障害の状況および程度等に応じ、前記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。
 - (注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。
 - 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパン日本興亜が保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパン日本興亜は確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
 - 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン日本興亜・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
 - 保険金をお支払いする就業障害が発生した場合、お支払いの内容等により、継続加入をお断りすることや、継続加入の条件を制限することがあります。
6. 保険金をお支払いできない主な場合
- 本パンフレットの補償内容(P.7 保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合)をご確認してください。
7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等
- この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業障害の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができるいかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。
8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結
- この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。引受保険会社は損害保険ジャパン日本興亜株式会社、東京海上日動火災保険株式会社、三井住友海上火災保険株式会社となります。なお、引受割合については取扱代理店にお問い合わせください。
9. 保険会社破綻時の取扱い
- 引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。
10. 個人情報の取扱いについて
- 保険契約者(団体)は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパン日本興亜に提供します。
 - 損保ジャパン日本興亜は、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパン日本興亜の取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用します。また、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン日本興亜公式ウェブサイト(https://www.sjnk.co.jp/)をご覧ください。また、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせ願います。
- 申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

●ご加入内容確認事項

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。
なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- 保険金額
- 保険期間
- 保険料、保険料払込方法
- 満期返れい金・契約者配当金がないこと

2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

※「注意喚起情報」をご確認いただいた後に、必ずお読みください

- 被保険者の「生年月日」(または「満年齢」)、「性別」は正しいですか。
- パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

- 補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。
- 団体長期障害所得補償保険における保険金額（支払基礎所得額）は、ご加入直前12か月の所得の平均月間額の所定の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項P.7～10）をご確認いただきましたか。

- 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

お問い合わせ

就業障害になられた際のお手続方法

就業障害が開始したときは、30日以内に次の事項について、
きらら保険サービスまでご連絡ください。

(30日以内に通知のない場合は保険金をお支払いできない場合があります。)

- ① 氏名・連絡先
- ② 身体障害発生日(注)、就業障害開始日
- ③ 病名または傷害の原因、部位、症状など
- ④ 医療機関名、住所、治療医師、連絡先

(注) 身体障害発生日とは傷害については傷害の原因となった事故発生日を、病気については医師の診断による発病日をいいます。

事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン日本興亜、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

事故サポートセンター

0120-727-110 受付時間：24時間365日

新規申込やご契約の変更に関するお問い合わせ先・ 万一事故に遭われた際のご連絡先

取扱代理店

NTTグループ総合保険代理店
きらら保険サービス株式会社

〒105-6791 東京都港区芝浦 1-2-1 シーバンスN館

お客さまコンタクトセンター

0120-590-251

受付時間 平日 午前9:00～午後5:00
(土曜日・日曜日・祝日はお休みとさせていただきます。)

詳しくは
WEBから

きらら保険

検索

<http://www.ki-ra-ra.jp/>

※被保険者に保険金を請求できない事情があるときは、ご親族のうち損保ジャパン日本興亜所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できる場合があります。詳細はきらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 情報通信産業部 営業課

〒160-8338 東京都新宿区西新宿 1-26-1 TEL 03-3349-3859 FAX 03-6388-0159 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

指定紛争解決機関

損保ジャパン日本興亜は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパン日本興亜との間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター (ナビダイヤル) 0570-022808 (通話料有料)

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで(土曜日・日曜日・祝日・年末年始は休業)

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(http://www.sonpo.or.jp/)

【個人情報の取扱いに関するご案内】

ご加入時にご記載いただいた個人情報は、きらら保険サービスが委託を受けている生命保険会社、損害保険会社の各種商品やサービスの案内・提供・維持管理を行うために利用させていただきます。なお、きらら保険サービスが委託を受けている保険会社の範囲については、きらら保険サービスホームページ(<http://www.ki-ra-ra.jp>)の「会社情報」の中の「会社概要」を、またきらら保険サービスにおける個人情報の取扱いについては、同「個人情報保護方針」をご覧ください。お問い合わせ先は、きらら保険サービス(株) コンプライアンス推進部 TEL. 03-6453-6451 privacy@ki-ra-ra.jp

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店とご締結いただけて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細については、きらら保険サービスまたは損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、補償開始から4か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパン日本興亜までご照会ください。

引受保険会社(幹事)

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京海上日動火災保険株式会社 三井住友海上火災保険株式会社

承認番号 SJNK18-11813 (2018.12.18作成)